

森林整備関係業務成績評定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高知県建設工事検査規定（昭和42年高知県訓令第3号。）第13条の規定に基づき、森林整備工事（以下「工事」という）の成績評定に必要な事項を定め、森林が有する各種公益的機能の確保・発揮等を図るため厳正かつ適正な評定を実施し、優良な事業体の指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、1件の当初請負金額が100万円以上の請負契約に係る工事について行うものとする。

(評定者)

第3条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、検査規定第4条の規定により検査を命じられた検査員並びに当該工事を担当する監督職員（総括監督員、専任監督員、主任監督員、工事監督員）とし、次の各号の対象者により行うものとする。

- (1) 第1次評定者・・・・・・・・工事監督員・主任監督員
- (2) 第2次評定者・・・・・・・・総括監督員（もしくは専任監督員）
- (3) 最終評定者・・・・・・・・検査職員

(現場の実態把握)

第4条 工事成績の評定を行う立場にあるものは、努めて現場の巡視を行い粗漏な工事の防止、工事安全の確保、工事促進等に適切な指導と助言を行うとともに、工事成績の評定資料となる諸要素の把握に努めなければならない。

(評定の方法)

第5条 評定は、監督または検査により確認した事項に基づき、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

- 2 工事成績の評定は、別に定める「森林整備工事評定基準表」により行い、別記様式-1「森林整備工事成績評定表」（以下「評定表」という）に記録するものとする。

(評定の時期)

第6条 検査職員である評定者は完成検査の終了後に、監督職員である評定者は工事が完成したときに、それぞれ評定を行うものとする。

- 2 監督職員は、検査が実施されるまでに、検査職員が行うものを除く評価を取りまとめのうえ評定表を検査職員に提出するものとする。

3 検査職員は、監督職員から提出された評定表に、工事の評定を加えて評定点の合計を記入するものとする。

(評定表等の提出)

第7条 検査職員は、評定を行ったときは、評定表等を検査調書に付して検査命令権者に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第8条 検査命令権者は、評定者から評定表等の提出があったときは、速やかに当該工事の受注者に対して、別記様式-2により評定結果を通知するものとする。

(評定の修正等)

第9条 検査命令権者は、第8条の通知をした後、工事に瑕疵(欠陥)のあることが判明し評点を減点修正する必要があると認められる場合は、評定を修正し、遅滞なくその結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第10条 第8条または第9条の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に、別記様式-3により対象工事監督所属長(以下「所属長」という。)に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 所属長は、前項による説明を求められたときは、別記様式-4により回答するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、森林整備関係業務成績評定に関し別途細目を定めることができる。

附則

この基準は、平成22年6月1日より施行する。

この基準は、平成28年9月15日より施行する。

この基準は、令和3年6月1日より施行する。

森林整備工事成績評定表

担当所属名

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|-------------|--------|-----|-----|--------|-----|-----|-------|-----|-----|------|---------------|--|------|
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事名 | | | | | | | | 契約年月日 | | | | | | |
| 工事番号 | | | | | | | | 工 期 | | | | | | |
| 工事場所 | | | | | | | | 検査年月日 | | | | | | |
| 受注者 | | | | | | | | 請負金額 | | | | | | |
| 現場代理人 | | | | | | | | 工事監督員 | | | | | | |
| 判定基準 | | 評 定 点 | | | | | | | | | 総合評価 | | | |
| | | 第1次評定者 | | | 第2次評定者 | | | 最終評定者 | | | | | | |
| 大分類 | 小分類 | 氏名 | | | 印 | | | 氏名 | | | 印 | | | 評定点数 |
| | | 優 | 良 | 可 | 優 | 良 | 可 | 優 | 良 | 可 | | | | |
| 施 工 技 術 | 外 観 清 掃 | 5.0 | 4.0 | 1.5 | 5.0 | 4.0 | 3.0 | 10.0 | 8.0 | 6.0 | | | | |
| | 技 術 力 独 創 性 | 5.0 | 3.0 | 1.5 | | | | 10.0 | 8.0 | 6.0 | | | | |
| 管 理 | 工 程 管 理 | 5.0 | 3.0 | 1.5 | | | | 10.0 | 6.0 | 2.0 | | | | |
| | 施 工 管 理 | 5.0 | 3.0 | 1.5 | | | | 10.0 | 8.0 | 6.0 | | | | |
| 安 全 衛 生 管 理 体 制 | 管 理 体 制 | 5.0 | 3.0 | 1.0 | 5.0 | 4.0 | 3.0 | | | | | | | |
| 施 工 状 況 | 取 組 姿 勢 | 5.0 | 3.0 | 1.0 | 5.0 | 4.0 | 3.0 | 10.0 | 6.0 | 2.0 | | | | |
| | 対 外 関 係 | 5.0 | 3.0 | 1.0 | | | | | | | | | | |
| 評 定 点 小 計 | | | | | | | | | | | | | | |
| 所 属 長 等 の 意 見 | | | | | | | | | | | | 検 査 員 の 検 査 評 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|------|---------------|-----------------------|
| 総合評価 | A 90点以上 | 他の模範となる優秀 |
| | B 80点以上で90点未満 | Aランクではないが、良好 |
| | C 70点以上で80点未満 | 標準的 |
| | D 60点以上で70点未満 | 今後改善すべき事項があり注意が必要 |
| | E 60点未満 | 今後の監督方法及び発注施工等再考すべきもの |

※(注) 評定点数が60点未満の場合は、所属長等の意見及び検査員に検査評を必ず記述すること。

番 号

年 月 日

様

高知県知事 印

工事成績評定について（通知）

| | | |
|-------------------|----|--|
| 工 事 番 号 | | |
| 工 事 名 | | |
| 工 事 場 所 | | |
| 工 期 | 着工 | |
| | 完成 | |
| 請 負 代 金 額 | | |
| 契 約 年 月 日 | | |
| 検 査 年 月 日 | | |
| 出 来 高 金 額 | | |
| 評 定 点 | | |
| ※ 項目別評定点は、別表1のとおり | | |

別表1

項目別評定点

| 評価項目 | 細別 | 評定点 |
|----------|---------|-----|
| 施工技術 | 外観清掃 | |
| | 技術力・独創性 | |
| 管理 | 工程管理 | |
| | 施工管理 | |
| 安全衛生管理体制 | 管理体制 | |
| 施工状況 | 取組姿勢 | |
| | 対外関係 | |
| 評定点合計 | | |

工事成績評定結果説明請求書

年 月 日

高知県知事 名 様

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

電話番号

工事成績評定について、評定結果に不服がありますので、下記の事項について説明を求めます。

記

| | |
|----------|--|
| 発注機関名 | |
| 工事番号 | |
| 工事名 | |
| 工事場所 | |
| 説明を求める事項 | |
| 説明請求理由 | |

別記様式－4

工事成績評定結果説明請求回答書

年 月 日

(説明請求者) 様

印

工事成績評定結果の説明については、下記のとおりです。

記

| | |
|-------------------|--|
| 発注機関名 | |
| 工事番号 | |
| 工事名 | |
| 説明請求申立者 住所、氏名等 | |
| 説明請求内容 | |
| 説明内容 | |

森林整備工事評定基準表

| 項目 | | 優 | 良 | 可 |
|----------|------------|------------------------------------|---------------------------------|---|
| 施工技術 | 外観 清掃 | 全体的に美観よく施工されたもの。 | 優には至らないが、全体的によく施工されたもの。 | 全体的及び部分的に見苦しいもの。又手直し指導を行ったもの。 |
| | 技術力 独創性 | 常に提案等創意工夫の取り組みが認められるもの。 | 技術力や判断等は標準的であるが、多少の指導が必要であったもの。 | 再々、注意や指導が必要であり、手直し指導を行ったもの。 |
| 管理 | 工程管理 | 適切な工程管理と、計画を上回る実績で余裕を持って業務を完成した。 | ほぼ計画工程どおりに工期内に業務を完成した。 | 変更等以外で工程を大幅に調整した。 |
| | 施工管理 | 定められた管理で良好な施工管理が行われた。 | 定められた管理により不備なく施工管理された。 | 施工管理が不十分で、再三の指導が必要であった。 |
| 安全衛生管理体制 | 管理体制 | 安全衛生管理者等の職務及び役割が明確で業務の執行が万全であった。 | 優には至らないが、これに近い実績を上げた。 | 安全衛生面の注意事項及び運営取り締まりについて苦情があった。又労働災害の発生が確認された。 |
| 施工状況 | 取組姿勢 | 円滑な施工と創意工夫に努め、連絡体制が確立されていた。 | 優には至らないが、これに近い実績を上げた。 | 施工・連絡等について機能せず、再三の注意指導が必要であった。 |
| | 対外関係 | 対外調整を積極的に行い、地元関係者と一体となり円滑な施工が実現した。 | 苦情もなく適切な調整により円滑な施工で完成した。 | 再三にわたり地元関係者から苦情があり、注意指導が必要であった。 |